## 令和3年第1回神奈川県議会定例会

# 建設・企業常任委員会附属資料 (条例その他)

(令和3年2月25日付託分)

県 土 整 備 局

## 目 次

ページ

1	神奈川県都市公園条例 新旧対照表
2	収入証紙に関する条例【県土整備局関係】 新旧対照表・・・・・・・・ 3
3	神奈川県手数料条例【県土整備局関係】 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4	神奈川県建築基準条例 新旧対照表

### 1 神奈川県都市公園条例(昭和32年神奈川県条例第7号)新旧対照表

改 別表第3 (第15条、第24条、第26条、第27条関係) 有料の公園施設の使用料

有料の公園	有料の公園施設の使用料						
名称	区分	単位	金額				
(削除)							
境川遊水	(略)	(略)	(略)				
地公園							
1							

別表第4 (第29条関係)

/4 4 5 4 5 14 = - (5 14 = - 5 1 4 15 G 15 1 · /	
公園名	業務
(略)	(略)
境川遊水地公園	(略)
山北つぶらの公園	1公園施設の維持管理に関する業務2公園施設の運営管理に関する業務

別表第5 (第33条、第35条、第37条関係)

有料の公園施設の利用料金

名称	区分	単位	利用料金の上
			限額
	(略)	(略)	(略)
保土ケ谷	プール	1人1	大人(中学生
公園		回	(義務教育学
			校の後期課程
			及び中等教育
			学校の前期課
			程に在学する
			者を含む。以下
			<u>同じ。)</u> 以上の
			者)
			310円

現 行 別表第3 (第15条、第24条、第26条、第27条関係)

有料の公園施設の使用料

名称	区分	単位	金額
相模三	パークゴルフ	1人1	高校生(中等
川公園	<u>場</u>	回	教育学校の後
			期課程に在学
			する者を含
			む。以下同
			じ。)以上の
			<u>者</u>
			<u>200円</u>
			中学生(義務
			教育学校の後
			期課程及び中
			等教育学校の
			前期課程に在
			学する者を含
			む。以下同
			じ。)以下の
			<u>者</u>
			<u>100円</u>
境川遊	(略)	(略)	(略)
水地公			
園			

### 別表第4 (第29条関係)

1
業務
(略)
(略)

別表第5 (第33条、第35条、第37条関係) 有料の公園施設の利用料金

名称	区分	単位	利用料金の上
			限額
	(略)	(略)	(略)
保土ケ谷	プール	1人1	大人(中学生
公園		口	以上の者)
			310円
			小人(小学生
			(義務教育学
			校の前期課程
			に在学する者
			を含む。以下同
			じ。) 以下の者)
			110円

		改	正					
(略) 辻堂海浜 公園	(略) (略) (略)	(略)	正 (略) (略) (略)	小人(小学生 (義務教育学校の前期課程 に在学する者を含む。以下同 じ。)以下の者) 110円 (略) (略)	(略) 辻堂海浜		略) (断	各)       (略)         各)       (略)
	交 示	(略)	(略)	20歳以上65歳未満ので高校生校にを担めるでのでは、 をできます。 をできます。 をできます。 とのは、 をできます。 とのは、 をできます。 とのは、 をのは、 とのは、 		交通展個	人 同 (断 (断 (断 (断 ( m ( m ( m ( m ( m ( m ( m	
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	()	
相模三川公園	軟式野: 少年野: 多目的 ンド パーク 場	球場グラウ	同 同 同 回 1 人 1	1,060円 460円 300円 高校生以上の 者 200円 中学生以下の 者 100円	相模三川 公園	軟式野球場 少年野球場 多目的グランド (新規)	易 同	1,060円 460円 300円

2 収入証紙に関する条例(昭和39年神奈川県条例第76号)【県土整備局関係】新旧対照表

改	正		現	行
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)		
1 (略)		1 (略)		
2 手数料		2 手数彩	+	
名称	根拠規定		名称	根拠規定
1~20 (略)	(略)	1~20	(略)	(略)
21 (略)	神奈川県建築基準条例	21 (略)		神奈川県建築基準条例
敷地内に広い空地を有	(昭和35年神奈川県条例	敷地区	内に広い空地を有	(昭和35年神奈川県条例
する建築物の容積率又	第28号)第52条の19	<u>する</u> 3	建築物の容積率又	第28号)第52条の19
は各部分の高さの特例		は各語	部分の高さの特例	
許可申請手数料		許可	申請手数料	
居住環境向上用途誘導		_(新	<u> </u>	
地区における建築物の				
建蔽率又は壁面の位置				
の特例許可申請手数料				
居住環境向上用途誘導		_(新記	投)	
地区における建築物の				
高さの特例許可申請手				
<u>数料</u>				
(略)		(略)		
22~33 (略)	(略)	22~33	(略)	(略)

3 神奈川県手数料条例(平成12年神奈川県条例第2号)【県土整備局関係】新旧対照表

3 件宗川泉子	改	(平成12平仲宗川県宋例第25 正		現 現	<del></del>
別表(第2条関			別表(第2条関		
$1 \sim 7 \qquad (略)$	4717		$1 \sim 7$ (略)	4117	
8 県土整備局	引関係		8 県土整備月	引関係	
手数料徴収	手数料		手数料徴収	手数料	
に係る事務	の名称	金額	に係る事務	の名称	金額
1~48	· > : 11		1~48	45. H.M.	
(略)			(略)		
49 都市の	(略)	(1) • (2) (略)	49 都市の	(略)	(1) · (2) (略)
低炭素化	(40)	(3) 一の建築物(一戸建	低炭素化	(40)	(3) 一の建築物(一戸建
の促進に		ての住宅を除く。次項	の促進に		ての住宅を除く。次項
関する法		において同じ。)の場	関する法		において同じ。)の場
律(平成		合(同時に住宅部分の	律(平成		合(同時に住宅部分の
24年法律		申請をする場合を含し	24年法律		申請をする場合を含
第84号)		む。)当該申請に係し	第84号)		む。) 当該申請に係
第53条第		る建築物の部分につい	第53条第		る建築物の部分につい
1項の規		て、次に掲げる建築物	1項の規		て、次に掲げる建築物
定に基づ		の部分(共用部分(共	定に基づ		の部分(共用部分(共
く低炭素		同住宅の住宅部分以外	く低炭素		同住宅の住宅部分以外
建築物新		の部分をいう。以下こ	建築物新		の部分をいう。以下こ
築等計画		の項、次項、52の項及	築等計画		の項、次項、52の項及
の認定の		び53の項において同	の認定の		び53の項において同
申請に対		じ。)の審査を要しな	申請に対		じ。)の審査を要しな
する審査		い場合にあっては、次	する審査		い場合にあっては、次
(次項及		のア及びウに掲げる建	(次項及		のア及びウに掲げる建
び51の項		築物の部分)の区分に	び51の項		築物の部分)の区分に
に該当す		応じそれぞれ次に定め	に該当す		応じそれぞれ次に定め
る場合を		る金額を合算した金額	る場合を		る金額を合算した金額
除く。)		ア(略)	除く。)		ア(略)
173. (8)		イ 共用部分 次に掲	1/3. ( )		イ 共用部分 次に掲し
		げる共用部分の床面			げる共用部分の床面
		積の区分に応じ、そ			積の区分に応じ、そ
		れぞれ次に定める金			れぞれ次に定める金
		額			額
		(ア) (略)			(ア) (略)
		(イ) <u>床面積の合計が</u>			(新設)
		300平方メートル			
		を超え1,000平方			
		メートル以内の建			
		<u></u> 築物			
		14万円			
		(ウ) 床面積の合計が			(イ) 床面積の合計が
		1,000平方メート			300平方メートル
		ルを超え2,000平			を超え2,000平方
		カメートル以内の			メートル以内の建
		建築物			築物
		18万円			18万円
		<u>(エ)</u> ~(キ) (略)			<u>(付)</u> ~(力) (略)
-1	1	<u> </u>	_1		<u> </u>

改	正	現	 行
	ウ 非住宅部分(建築		ウ 非住宅部分(建築
	物の住宅部分及び共		物の住宅部分及び共
	用部分以外の部分を		用部分以外の部分を
	いう。以下この項、		いう。以下この項、
	次項、52の項及び53		次項、52の項及び53
	の項において同じ。		の項において同じ。
	) 次に掲げる非住		) 次に掲げる非住
	宅部分の床面積の区		宅部分の床面積の区
	分に応じ、それぞれ		分に応じ、それぞれ
	次に定める金額		次に定める金額
	(ア) (略)		(ア) (略)
	(イ) 床面積の合計が		_(新設)_
	300平方メートル		
	を超え1,000平方		
	メートル以内の建		
	<u>築物</u>		
	30万円		
	(ウ) 床面積の合計が		(1) 床面積の合計が
	<u>1,000平方メート</u>		300平方メートル
	<u>ル</u> を超え2,000平		を超え2,000平方
	方メートル以内の		メートル以内の建
	建築物		築物
	38万円		38万円
In the second	<u>(エ)~(キ)</u> (略)		(ウ)~(カ) (略)
50 都市の (略)	(1) • (2) (略)	50 都市の (略)	(1) • (2) (略)
低炭素化	(3) 一の建築物の場合	低炭素化	(3) 一の建築物の場合
の促進に	(同時に住宅部分の申	の促進に	(同時に住宅部分の申
関する法	請をする場合を含む。	関する法	請をする場合を含む。
<b>津第53条</b>	当該申請に係る建	律第53条	当該申請に係る建
第1項の	築物の部分について、	第1項の   規定に基	築物の部分について、 次に掲げる建築物の部
規定に基   づく低炭	次に掲げる建築物の部		
うく仏灰   素建築物	分(共用部分の審査を 要しない場合にあって	づく低炭   素建築物	分(共用部分の審査を 要しない場合にあって
	安しない場合にあるとは、次のア及びウに掲し		は、次のア及びウに掲
利桑寺計   画(同法	げる建築物の部分)の	利桑等計	げる建築物の部分)の
第54条第	区分に応じそれぞれ次	第54条第	区分に応じそれぞれ次
1 項各号	に定める金額を合算し	1 項各号	に定める金額を合算し
に掲げる	た金額	に掲げる	た金額
基準に適	ア (略)	基準に適	ア(略)
合してい	イ 共用部分 次に掲し	合してい	イ 共用部分 次に掲
ることに	げる共用部分の床面	ることに	げる共用部分の床面
つき、あ	積の区分に応じ、そ	つき、あ	積の区分に応じ、そ
らかじめ	れぞれ次に定める金	らかじめ	れぞれ次に定める金
登録住宅	額	登録住宅	額
性能評価	(ア) (略)	性能評価	(ア) (略)
機関又は	(イ) 床面積の合計が	機関又は	_(新設)_
建築物の	300平方メートル	建築物の	
エネルギ	を超え1,000平方	エネルギ	

	改	正		現	 行
一消費性		メートル以内の建	一消費性		
能の向上		築物	能の向上		
に関する		1万7,000円	に関する		
法律 (平		(ウ) 床面積の合計が	法律(平		<u>(イ)</u> 床面積の合計が
成27年法		1,000平方メート	成27年法		300平方メートル
律第53号		<u>ル</u> を超え2,000平	律第53号		を超え2,000平方
)第15条		方メートル以内の	)第15条		メートル以内の建
第1項に		建築物	第1項に		築物
規定する		2万7,000円	規定する		2万7,000円
登録建築		<u>(エ)</u> ~ <u>(キ)</u> (略)	登録建築		<u>(ウ)</u> ~ <u>(カ)</u> (略)
物エネル		ウ 非住宅部分 次に	物エネル		ウ 非住宅部分 次に
ギー消費		掲げる非住宅部分の	ギー消費		掲げる非住宅部分の
性能判定		床面積の区分に応	性能判定		床面積の区分に応
機関(以		じ、それぞれ次に定	機関(以		じ、それぞれ次に定
下「登録		める金額	下「登録		める金額
住宅性能		(ア) (略)	住宅性能		(ア) (略)
評価機関		(イ) 床面積の合計が	評価機関		_(新設)_
等」とい		300平方メートル	等」とい		
う。) に		を超え1,000平方	う。)に		
よる審査		メートル以内の建	よる審査		
を受けた		<u>築物</u>	を受けた		
ものに限		1万7,000円	ものに限		(1)
る。)の		(ウ) 床面積の合計が	る。) の		(イ) 床面積の合計が
認定の申		1,000平方メート	認定の申		300平方メートル
請に対す		<u>ル</u> を超え2,000平	請に対す		を超え2,000平方
る審査		方メートル以内の	る審査		メートル以内の建
次項に		建築物	次項に		築物
該当する		2万7,000円	該当する		2万7,000円
場合を除		<u>(エ)</u> ~ <u>(キ)</u> (略)	場合を除		<u>(ウ)</u> ~ <u>(カ)</u> (略)
く。) 51 (略)			く。) 51 (略)		
52 都市の	(略)	(1)・(2) (略)	52 都市の	(略)	(1)・(2) (略)
低炭素化	(四日)	(3) 一の建築物(一戸建	低炭素化	(平古)	(3) 一の建築物(一戸建
の促進に		ての住宅を除く。次項	の促進に		ての住宅を除く。次項
関する法		において同じ。)の場	関する法		において同じ。)の場
<b>律第55条</b>		合(同時に住宅部分の			合(同時に住宅部分の
第1項の		申請をする場合を含	第1項の		申請をする場合を含
規定に基		む。)当該申請に係し	規定に基		む。) 当該申請に係
づく低炭		る建築物の部分(既に	づく低炭		る建築物の部分(既に
素建築物		計画の認定を受けた部	素建築物		計画の認定を受けた部
新築等計		分で変更しない部分を	新築等計		分で変更しない部分を
画の変更		含む。)について、次	画の変更		含む。)について、次
の認定の		に掲げる建築物の部分	の認定の		に掲げる建築物の部分
申請に対		(共用部分の審査を要	申請に対		(共用部分の審査を要
する審査		しない場合にあって	する審査		しない場合にあって
(前項及		は、次のア、ウ及びエ	(前項及		は、次のア、ウ及びエ
び次項に		に掲げる建築物の部分	び次項に		に掲げる建築物の部分
該当する		)の区分に応じそれぞ	該当する		)の区分に応じそれぞ

	改	正		現	行
場合を除		れ次に定める金額を合	場合を除		れ次に定める金額を合
<. )		算した金額	⟨ 。 )		算した金額
		ア (略)			ア (略)
		イの既に計画の認定を			イ 既に計画の認定を
		受けた共用部分次			受けた共用部分次
		に掲げる共用部分の			に掲げる共用部分の
		床面積の区分に応			床面積の区分に応
		じ、それぞれ次に定			じ、それぞれ次に定し
		める金額 (ア) (略)			める金額(四)
		(ア) (略) (イ) 床面積の合計が			(ア) (略) (新設)
		300平方メートル			
		<u>500 平ガス ドル</u> を超え1,000 平方			
		メートル以内の建			
		<u>/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / </u>			
		<u>来场</u> 7万円			
		(f) 床面積の合計が			(イ) 床面積の合計が
		1,000平方メート			300平方メートル
		<u>ル</u> を超え2,000平			を超え2,000平方
		方メートル以内の			メートル以内の建
		建築物			築物
		9万円			9万円
		<u>(エ)</u> ~ <u>(キ)</u> (略)			<u>(ウ)~(カ)</u> (略)
		ウ 既に計画の認定を			ウ 既に計画の認定を
		受けた非住宅部分			受けた非住宅部分
		次に掲げる非住宅部			次に掲げる非住宅部
		分の床面積の区分に			分の床面積の区分に
		応じ、それぞれ次に			応じ、それぞれ次に
		定める金額			定める金額
		(ア) (略)			(ア) (略) (新設)
		<u>(イ)</u> 床面積の合計が 300平方メートル			
		<u>500平ガス ドル</u> を超え1,000平方			
		メートル以内の建			
		<u> </u>			
		15万円			
		(ウ) 床面積の合計が			<u>(イ)</u> 床面積の合計が
		1,000平方メート			300平方メートル
		<u>ル</u> を超え2,000平			を超え2,000平方
		<u></u> 方メートル以内の			メートル以内の建
		建築物			築物
		19万円			19万円
		<u>(エ) ~(キ)</u> (略)			<u>(ウ)</u> ~ <u>(カ)</u> (略)
		工 (略)			工 (略)
53 都市の	(略)	(1) • (2) (略)	53 都市の	(略)	(1) • (2) (略)
低炭素化		(3) 一の建築物の場合	低炭素化		(3) 一の建築物の場合
の促進に		(同時に住宅部分の申	の促進に		(同時に住宅部分の申)
関する法		請をする場合を含む。	関する法		請をする場合を含む。

改	正	現	 行
律第55条	) 当該申請に係る建	律第55条	) 当該申請に係る建
第1項の	築物の部分(既に計画	第1項の	築物の部分(既に計画
規定に基	の認定を受けた部分で	規定に基	の認定を受けた部分で
づく低炭	変更しない部分を含	づく低炭	変更しない部分を含
素建築物	む。)について、次に	素建築物	む。)について、次に
新築等計	掲げる建築物の部分	新築等計	掲げる建築物の部分
画の変更	(共用部分の審査を要	画の変更	(共用部分の審査を要
の認定の	しない場合にあって	の認定の	しない場合にあって
申請に対	は、次のア、ウ及びエ	申請に対	は、次のア、ウ及びエ
する審査	に掲げる建築物の部分	する審査	に掲げる建築物の部分
(変更部	)の区分に応じそれぞ	(変更部	) の区分に応じそれぞ
分につい	れ次に定める金額を合	分につい	れ次に定める金額を合
て同法第	算した金額	て同法第	算した金額
54条第1	ア (略)	54条第1	ア (略)
項各号に	イ 既に計画の認定を	項各号に	イ既に計画の認定を
掲げる基	受けた共用部分次	掲げる基	受けた共用部分次
準に適合	に掲げる共用部分の	準に適合	に掲げる共用部分の
している	床面積の区分に応	している	床面積の区分に応
ことにつ	じ、それぞれ次に定	ことにつ	じ、それぞれ次に定
き、あら	める金額	き、あら	める金額
かじめ登し	(7) (略)	かじめ登	(ア) (略)
録住宅性	(イ) 床面積の合計が	録住宅性	(新設)
能評価機	300平方メートル	能評価機	
関等によ	<u>500 + カケー 77</u> を超え1,000 平方	関等によ	
る審査を	メートル以内の建	る審査を	
受けたも	築物	受けたも	
のに限	8,500円	のに限	
り、51の	(ウ) 床面積の合計が	り、51の	(イ) 床面積の合計が
項に該当	<u>())</u>	項に該当	300平方メートル
する場合	<u>ル</u> を超え2,000平	する場合	を超え2,000平方
を除く。	カメートル以内の	を除く。	メートル以内の建
2 147 / 0	建築物		築物
	1万3,500円		1万3,500円
	(エ)~(キ) (略)		(ウ)~(カ) (略)
	(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)		<u>(ク) (M)</u> (円)
	受けた非住宅部分		受けた非住宅部分
			次に掲げる非住宅部分
	次に掲げる非住宅部		次に掲りる非任宅部 分の床面積の区分に
	分の床面積の区分に		
	応じ、それぞれ次に		応じ、それぞれ次に
	定める金額		定める金額
	(7) (略)		(ア) (略)
	(イ) 床面積の合計が		(新設)
	300平方メートル		
	<u>を超え1,000平方</u>		
	メートル以内の建		
	<u>築物</u>		
	8,500円 (h) 中工徒の入事以		(/) b-74+ ~ ^ =1 \)
	<u>(ウ)</u> 床面積の合計が		(1) 床面積の合計が

	改	正		現	行
		1,000平方メート			300平方メートル
		<u>ル</u> を超え2,000平			を超え2,000平方
		方メートル以内の			メートル以内の建
		建築物			築物
		1万3,500円			1万3,500円
		<u>(エ)</u> ~ <u>(キ)</u> (略)			<u>(ウ)~(カ)</u> (略)
		エ (略)			工 (略)
54 建築物	(略)	(1) 建築物エネルギー消	54 建築物	(略)	(1) 建築物エネルギー消
のエネル		費性能基準等を定める	のエネル		費性能基準等を定める
ギー消費		省令(平成28年経済産	ギー消費		省令(平成28年経済産
性能の向		業省、国土交通省令第	性能の向		業省、国土交通省令第
上に関す		1号) <u>第1条第1項第</u>	上に関す		1号) <u>第1条第1号イ</u>
る法律第		1号ロの評価方法によ	る法律第		に適合するものとして
12条第 1		<u>る</u> 申請又は請求をされ	12条第 1		申請又は請求をされた
項又は第		た建築物の場合 (⑵に	項又は第		建築物の場合(⑵に掲
13条第 2		掲げる場合を除く。)	13条第 2		げる場合を除く。)
項の規定		次に掲げる非住宅部	項の規定		次に掲げる非住宅部分
に基づく		分(建築物のエネルギ	に基づく		(建築物のエネルギー
建築物工		ー消費性能の向上に関	建築物エ		消費性能の向上に関す
ネルギー		する法律第11条第1項	ネルギー		る法律第11条第1項に
消費性能		に規定する非住宅部分	消費性能		規定する非住宅部分を
適合性判		をいう。以下この項か	適合性判		いう。以下この項から5
定の申請		ら57の項まで及び59の	定の申請		7の項まで及び59の項か
又は請求		項から63の項までにお	又は請求		ら63の項までにおいて
に対する		いて同じ。)の床面積	に対する		同じ。)の床面積の区
審査		の区分に応じ、それぞ	審査		分に応じ、それぞれ次
		れ次に定める金額			に定める金額
		ア 床面積の合計が			_(新設)_
		1,000平方メートル未			
		満の建築物			
		11万円			
		イ 床面積の合計が			_(新設)_
		1,000平方メートル以			
		<u>上2,000平方メートル</u>			
		未満の建築物			
		<u>15万円</u>			
		ウ 床面積の合計が			<u>ア</u> 床面積の合計が
		2,000平方メートル以			5,000平方メートル未
		<u>上</u> 5,000平方メートル			満の建築物
		未満の建築物			53万円
		24万円			/ 古工種の入刊の
		<u>エ</u> 床面積の合計が			<u>イ</u> 床面積の合計が
		5,000平方メートル以			5,000平方メートル以
		上1万平方メートル 共港の建築物			上1万平方メートル
		未満の建築物 31万円			未満の建築物 65万円
		31万円 オ 床面積の合計が1			<u>65万円</u>     ウ 床面積の合計が1
		<u>A</u> 床面傾の合計が1     万平方メートル以上			<u>ツ</u> 床面傾の合計が1     万平方メートル以上
		カギカメートル以上			カギカメートル以上

改	正	現	行
	2万5,000平方メート		2万5,000平方メート
	ル未満の建築物		ル未満の建築物
	<u>37万円</u>		<u>77万円</u>
	<u>カ</u> 床面積の合計が 2		<u>エ</u> 床面積の合計が 2
	万5,000平方メートル		万5,000平方メートル
	以上の建築物		以上の建築物
	<u>44万円</u>		87万円
	(2) 建築物エネルギー消		(2) 建築物エネルギー消
	費性能基準等を定める		費性能基準等を定める
	省令第1条第1項第1		省令第1条第1号イに
	号ロの評価方法による		<u>適合するものとして</u> 申
	申請又は請求をされた		請又は請求をされた工
	工場、倉庫、卸売市場		場、倉庫、卸売市場そ
	その他これらに類する		の他これらに類する用
	用途のみに供する建築		途のみに供する建築物
	物の場合 次に掲げる		の場合 次に掲げる非
	非住宅部分の床面積の		住宅部分の床面積の区
	区分に応じ、それぞれ		分に応じ、それぞれ次
	次に定める金額		に定める金額
	ア 床面積の合計が		(新設)
	1,000平方メートル未		
	満の建築物		
	2万6,000円		
	イ 床面積の合計が		(新設)_
	1,000平方メートル		
	以上2,000平方メー		
	トル未満の建築物		
	3万8,000円		
	ウ 床面積の合計が		ア 床面積の合計が
			5,000平方メートル未
	以上5,000平方メー		満の建築物
	トル未満の建築物		10万円
	9万5,000円		
	工 床面積の合計が		<u>イ</u> 床面積の合計が
	上1万平方メートル		上1万平方メートル
	未満の建築物		未満の建築物
	<u>14万円</u>		<u>15万円</u>
	<u>オ</u> 床面積の合計が 1		<u>ウ</u> 床面積の合計が1
	 万平方メートル以上		万平方メートル以上
	2万5,000平方メート		2万5,000平方メート
	ル未満の建築物		ル未満の建築物
	<u>18万円</u>		<u>19万円</u>
	カ 床面積の合計が 2		エ 床面積の合計が2
	以上の建築物		以上の建築物
	22万円		23万円
	(3) 建築物エネルギー消		(3) 建築物エネルギー消
<u> </u>	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	11	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

費性能基準等を定める	費性能基準等を定める
	/ \
	省令第1条第1号ロに
	<u>適合するものとして</u> 申
よる申請又は請求をさ	請又は請求をされた建
	築物の場合(4)に掲げ
に掲げる場合を除く。	る場合を除く。) 次
	に掲げる非住宅部分の
部分の床面積の区分に	床面積の区分に応じ、
応じ、それぞれ次に定	それぞれ次に定める金
める金額	額
ア 床面積の合計が	(新設)
1,000平方メートル未	<u> </u>
29万円	(新設)
イ 床面積の合計が	
1,000平方メートル CL ba 2000平方メートル	
以上2,000平方メー	
<u>トル未満の建築物</u>	
37万円	マーナア はっくさい
ウ 床面積の合計が	ア 床面積の合計が
2,000平方メートル	5,000平方メートル
以上5,000平方メー	未満の建築物
トル未満の建築物	24万円
53万円	1 ch
工 床面積の合計が	一
5,000平方メートル以	5,000平方メートル以
上1万平方メートル	上1万平方メートル
未満の建築物	未満の建築物
65万円	31万円
<u>オ</u> 床面積の合計が 1	<u>ウ</u> 床面積の合計が1
万平方メートル以上	万平方メートル以上
2万5,000平方メート	2万5,000平方メート
ル未満の建築物	ル未満の建築物
<u>77万円</u>	37万円
<u>カ</u> 床面積の合計が 2	<u>エ</u> 床面積の合計が 2
万5,000平方メートル	万5,000平方メートル
以上の建築物	以上の建築物
87万円	44万円
(4) 建築物エネルギー消	(4) 建築物エネルギー消
費性能基準等を定める	費性能基準等を定める
省令第1条第1項第1	省令第1条第1号ロに
号ロ以外の評価方法に	<u>適合するものとして</u> 申
よる申請又は請求をさ	請又は請求をされた工
れた工場、倉庫、卸売	場、倉庫、卸売市場そ
市場その他これらに類	の他これらに類する用
する用途のみに供する	途のみに供する建築物
建築物の場合 次に掲	の場合 次に掲げる非
げる非住宅部分の床面	住宅部分の床面積の区

	改	正		現	 行
		積の区分に応じ、それ			分に応じ、それぞれ次
		ぞれ次に定める金額			に定める金額
		ア 床面積の合計が			_(新設)_
		<u>1,000平方メートル未</u>			
		満の建築物			
		3万1,000円			
		<u>イ</u> 床面積の合計が			(新設)_
		1,000平方メートル			
		<u>以上2,000平方メー</u>			
		トル未満の建築物			
		<u>4万3,000円</u>			
		<u>ウ</u> 床面積の合計が			ア 床面積の合計が
		2,000平方メートル			5,000平方メートル
		以上5,000平方メー			未満の建築物
		トル未満の建築物			9万5,000円
		10万円			, t-74 - A = 1 3
		工 床面積の合計が			<u>イ</u> 床面積の合計が
		5,000平方メートル以			5,000平方メートル以
		上1万平方メートル			上1万平方メートル
		未満の建築物			未満の建築物
		<u>15万円</u> オ 床面積の合計が1			<u>14万円</u> ウ 床面積の合計が1
		万平方メートル以上			<u>り</u> 水面傾の日前が1 万平方メートル以上
		2万5,000平方メート			2万5,000平方メート
		ル未満の建築物			ル未満の建築物
		19万円			18万円
		カ 床面積の合計が 2			エ 床面積の合計が 2
		万5,000平方メートル			万5,000平方メートル
		以上の建築物			以上の建築物
		23万円			22万円
55 建築物	(略)	当該申請又は請求に係る	55 建築物	(略)	当該申請又は請求に係る
のエネル		建築物の非住宅部分につ	のエネル		建築物の非住宅部分につ
ギー消費		いて、次に掲げる非住宅	ギー消費		いて、次に掲げる非住宅
性能の向		部分の区分に応じ、それ	性能の向		部分の区分に応じ、それ
上に関す		ぞれ次に定める金額を合	上に関す		ぞれ次に定める金額を合
る法律第		算した金額	る法律第		算した金額
12条第 2		(1) (略)	12条第 2		(1) (略)
項又は第		(2) 新たに追加する非住	項又は第		(2) 新たに追加する非住
13条第3		宅部分次に掲げる非	13条第3		宅部分次に掲げる非
項の規定		住宅部分の追加する床	項の規定		住宅部分の追加する床
に基づく		面積の区分に応じ、そ	に基づく		面積の区分に応じ、そ
建築物工		れぞれ次に定める金額	建築物工		れぞれ次に定める金額
ネルギー 消費性能		ア 追加する床面積の	ネルギー 消費性能		ア 追加する床面積の
用資性能 確保計画		合計が300平方メート ル未満の非住宅部分	福保計画		合計が300平方メート ル未満の非住宅部分
一 確保計画 の変更に		次に掲げる建築物	確保計画   の変更に		ル末個の非任宅部分   次に掲げる建築物
係る建築		の区分に応じ、それ	係る建築		の区分に応じ、それ
サエネル		ぞれ次に定める金額	物エネル		ぞれ次に定める金額
100 - 177		これの人に足のる立段	100 177		これがに足める玄領

	改	正		現	 行
ギー消費		(ア) 建築物エネルギ	ギー消費		(ア) 建築物エネルギ
性能適合		一消費性能基準等	性能適合		一消費性能基準等
性判定の		を定める省令第1	性判定の		を定める省令第1
申請又は		条第1項第1号口	申請又は		条第1号イに適合
請求に対		の評価方法による	請求に対		するものとして申
する審査		申請又は請求をさ	する審査		請又は請求をされ
		れた建築物 ((イ)	, , , , , ,		た建築物 ((イ)に
		に掲げるものを除			掲げるものを除
		<. )			⟨。)
		8万7,000円			23万円
		(イ) 建築物エネルギ			(イ) 建築物エネルギ
		一消費性能基準等			一消費性能基準等
		を定める省令第1			を定める省令第1
		条第1項第1号口			条第1号イに適合
		の評価方法による			するものとして申
		申請又は請求をさ			請又は請求をされ
		れた工場、倉庫、			た工場、倉庫、卸
		卸売市場その他こ			売市場その他これ
		れらに類する用途			らに類する用途の
		のみに供する建築			みに供する建築物
		物			2万3,000円
		1万9,000円			<u>2730,00011</u>
		(ウ) 建築物エネルギ			(ウ) 建築物エネルギ
		一消費性能基準等			一消費性能基準等
		を定める省令第1			を定める省令第1
		条第1項第1号口			条第1号ロに適合
		以外の評価方法に			するものとして申
		よる申請又は請求			請又は請求をされ
		<u> </u>			た建築物 ((エ)に
		((エ)に掲げるも			掲げるものを除し
		のを除く。)			<.)
		23万円			8万7,000円
		(エ) 建築物エネルギ			(エ) 建築物エネルギ
		一消費性能基準等			一消費性能基準等
		を定める省令第1			を定める省令第1
		条第1項第1号口			条第1号ロに適合
		以外の評価方法に			するものとして申
		よる申請又は請求			請又は請求をされ
		<u>よる</u> 中間又は明示   をされた工場、倉			た工場、倉庫、卸
		庫、卸売市場その			元工物、月庫、印一売市場その他これ
		他これらに類する			らに類する用途の
		用途のみに供する			みに供する建築物
		建築物			1万9,000円
		2万3,000円			1 // 0, 000 1
		<u>2 //3,000円</u> (削除)			イ 追加する床面積の
		<u>/มาโลง/</u>			<u> </u>
					ル以上2,000平方メー
					トル未満の非住宅部

改	正	現	 行
			分 次に掲げる建築
			物の区分に応じ、そ
			<u>れぞれ次に定める金</u>
			<u>額</u>
			<u>(ア)</u> 建築物エネルギ
			一消費性能基準等
			を定める省令第1
			条第1号イに適合
			するものとして申
			請又は請求をされ
			た建築物 ((イ)に
			掲げるものを除
			<u>&lt;。)</u>
			37万円
			<u>(イ)</u> 建築物エネルギ
			一消費性能基準等
			を定める省令第1
			条第1号イに適合
			<u>するものとして申</u>
			請又は請求をされ
			た工場、倉庫、卸
			売市場その他これ
			らに類する用途の
			みに供する建築物
			4万3,000円
			(ウ) 建築物エネルギ
			一消費性能基準等
			を定める省令第1
			条第1号口に適合
			するものとして申
			請又は請求をされ
			た建築物 ((エ) に # ば Z オ の た 吟
			掲げるものを除
			<u>く。)</u> 15万円
			<u>15万円</u> (ェ) 建築物エネルギ
			一川大学
			を定める省令第1
			条第1号ロに適合
			するものとして申
			請又は請求をされ
			た工場、倉庫、卸
			売市場その他これ
			らに類する用途の
			みに供する建築物
			3万8,000円
	イ 追加する床面積の		<u> </u>
	合計が300平方メート		合計が2,000平方メー

	改	正			 現	 行
		<u>ル</u> 以上の非住宅部分	l			<u>トル</u> 以上の非住宅部
		前項の規定の例に				分 前項の規定の例
		より算定した金額				により算定した金額
		(この場合におい				(この場合におい
		て、同項中「床面積				て、同項中「床面積
		」とあるのは、「追				」とあるのは、「追
		加する床面積」とす				加する床面積」とす
		る。)				る。)
56 建築物	(略)	(1) (略)		56 建築物	(略)	(1) (略)
のエネル		(2) 一の建築物(一戸建		のエネル		(2) 一の建築物(一戸建
ギー消費		ての住宅を除く。次項		ギー消費		ての住宅を除く。次項
性能の向		において同じ。)の場		性能の向		において同じ。)の場
上に関す		合 当該申請に係る建		上に関す		合 当該申請に係る建
る法律 <u>第</u>		築物の部分について、		る法律 <u>第</u>		築物の部分について、
34条第 1		次に掲げる建築物の部		29条第1		次に掲げる建築物の部
<u>項</u> の規定		分の区分に応じそれぞ		<u>項</u> の規定		分の区分に応じそれぞ
に基づく		れ次に定める金額を合		に基づく		れ次に定める金額を合
建築物工		算した金額		建築物工		算した金額
ネルギー		ア (略)		ネルギー		ア (略)
消費性能		イ 非住宅部分(建築		消費性能		イ 非住宅部分(建築
向上計画		物エネルギー消費性		向上計画		物エネルギー消費性
の認定の		能基準等を定める省		の認定の		能基準等を定める省
申請に対		令 <u>第10条第1号イ(2)</u>		申請に対		令 <u>第10条第1号イ(1)</u>
する審査		<u>及び口(2)</u> (非住宅部		する審査		<u>及び口(1)</u> (非住宅部
(次項及		分の全部を工場等		(次項及		分の全部を工場等
び58の項		(同号に規定する工		び58の項		(同号に規定する工
に該当す		場等をいう。59の項		に該当す		場等をいう。59の項
る場合を		において同じ。)の		る場合を		において同じ。)の
除く。)		用途に供する場合及		除く。)		用途に供する場合及
		び同令附則第3条第				び同令附則第3条第
		2項に該当する場合				2項に該当する場合
		にあっては、同号ロ				にあっては、同号ロ
		(2)) の評価方法によ				(1)) 又は同令第10条
		<u>り</u> 申請された建築物				第3号口に適合する
		に係るものに限る。				ものとして申請され
		) 次に掲げる非住				た建築物に係るもの
		宅部分の床面積の区				に限る。)次に掲し
		分に応じ、それぞれ				げる非住宅部分の床
		次に定める金額				面積の区分に応じ、
						それぞれ次に定める 金額
		(ア) 床面積の合計が				・
		300平方メートル				300平方メートル
		未満の建築物				未満の建築物
		************************************				不何の建築物 23万円
		(イ) 床面積の合計が				(新設)
		300平方メートル				<u>\/171 H.X./</u>
		以上1,000平方メ				
		<u> </u>				

改	正	現	行
	<u>ートル未満の建築</u>		
	<u>物</u>		
	11万円		
	(ウ) 床面積の合計が		(イ) 床面積の合計が
	1,000平方メート		300平方メートル
	<u>ル</u> 以上2,000平方		以上2,000平方メ
	メートル未満の建		ートル未満の建築
	築物		物
	15万円		37万円
	(エ) 床面積の合計が		(ウ) 床面積の合計が
	2,000平方メート		2,000平方メート
	ル以上5,000平方		ル以上5,000平方
	メートル未満の建		メートル未満の建
	築物		築物
	24万円		53万円
	(オ) 床面積の合計が		(エ) 床面積の合計が
	5,000平方メート		5,000平方メート
	ル以上1万平方メ		ル以上1万平方メ
	ートル未満の建築		ートル未満の建築
	物		物
	31万円		65万円
	(カ) 床面積の合計が		(オ) 床面積の合計が
	1万平方メートル		1万平方メートル
	以上2万5,000平		以上2万5,000平
	方メートル未満の		方メートル未満の
	建築物		建築物
	37万円		<u>77万円</u>
	(キ) 床面積の合計が		(カ) 床面積の合計が
	2万5,000平方メ		2万5,000平方メ
	ートル以上の建築		ートル以上の建築
	物		物
	<u>44万円</u>		87万円
	ウ非住宅部分(イに		ウ非住宅部分(イに
	該当するものを除		該当するものを除
	く。)次に掲げる		く。) 次に掲げる
	非住宅部分の床面積		非住宅部分の床面積
	の区分に応じ、それ		の区分に応じ、それ
	ぞれ次に定める金額		ぞれ次に定める金額
	(ア) 床面積の合計が		(ア) 床面積の合計が
	300平方メートル		300平方メートル
	未満の建築物		未満の建築物
	(4) 広元徒の合計が		8万7,000円
	(イ) 床面積の合計が		_(新設)_
	300平方メートル		
	以上1,000平方メ		
	<u>ートル未満の建築</u> tm		
	物 20天田		
	<u>29万円</u>		

改	正	現 行
	(ウ) 床面積の合計が	( <u>(</u> ) 床面積の合計が
	1,000平方メート	300平方メートル
	ル以上2,000平方	以上2,000平方メ
	メートル未満の建	トル未満の建築
	築物	物
	37万円	
	(エ) 床面積の合計が	(ウ) 床面積の合計が
	2,000平方メート	2,000平方メート
	ル以上5,000平方	ル以上5,000平方
	メートル未満の建	メートル未満の建
	築物	築物
	<u>53万円</u> (+) 中工様の入ましむ	24万円
	(オ) 床面積の合計が	(エ) 床面積の合計が
	5,000平方メート	5,000平方メート
	ル以上1万平方メ	ル以上1万平方メ
	ートル未満の建築	ー トル未満の建築
	物	物
	65万円	31万円
	(カ) 床面積の合計が	<u>(オ)</u> 床面積の合計が
	1万平方メートル	
	以上2万5,000平	以上2万5,000平
	方メートル未満の	
	建築物	建築物
	77万円	37万円
	<u>(キ)</u> 床面積の合計が	(カ) 床面積の合計が
	2万5,000平方メ	2万5,000平方メ
	ートル以上の建築	ートル以上の建築
	物	物
	87万円	44万円
	(3) 2以上の建築物の場	(3) 2以上の建築物の場
	合(建築物のエネルギ	合(建築物のエネルギ
	一消費性能の向上に関	一川   一消費性能の向上に関
	する法律第34条第3項	する法律第29条第3項
	に規定する他の建築物	に規定する他の建築物
	を含む場合をいう。次	と含む場合をいう。次
	項、59の項及び60の項	項、59の項及び60の項
	において同じ。) 当	において同じ。) 当
	該計画に係る建築物に	
	でいて、次に掲げる建一のいて、次に掲げる建一	
	築物の区分に応じそれ	
	ぞれ次に定める金額を	ぞれ次に定める金額を
	合算した金額	合算した金額
	ア・イ(略)	ア・イ (略)
	ウ他の建築物(建築	ウ他の建築物(建築
	物のエネルギー消費	物のエネルギー消費
	性能の向上に関する	性能の向上に関する
	法律第35条第1項第	法律 <u>第30条第1項第</u>
	<u>4 号</u> に掲げる基準に	<u>4号</u> に掲げる基準に

	改	正		現	行
		適合していることに			適合していることに
		つき、あらかじめ登			つき、あらかじめ登
		録住宅性能評価機関			録住宅性能評価機関
		等による審査を受け			等による審査を受け
		たもの又は住宅性能			たもの又は住宅性能
		評価を行った住宅に			評価を行った住宅に
		係るものに限る。)			係るものに限る。)
		次項(1)又は(2)の規定			次項(1)又は(2)の規定
		の例により算定した			の例により算定した
		金額			金額
57 建築物	(略)	(1) (略)	57 建築物	(略)	(1) (略)
のエネル		(2) 一の建築物の場合	のエネル		(2) 一の建築物の場合
ギー消費		当該申請に係る建築物	ギー消費		当該申請に係る建築物
性能の向		の部分について、次に	性能の向		の部分について、次に
上に関す		掲げる建築物の部分の	上に関す		掲げる建築物の部分の
る法律 <u>第</u>		区分に応じそれぞれ次	る法律 <u>第</u>		区分に応じそれぞれ次
34条第1		に定める金額を合算し	29条第1		に定める金額を合算し
<u>項</u> の規定		た金額	<u>項</u> の規定		た金額
に基づく		ア (略)	に基づく		ア (略)
建築物工		イ 非住宅部分 次に	建築物エ		イ 非住宅部分 次に
ネルギー		掲げる非住宅部分の	ネルギー		掲げる非住宅部分の
消費性能		床面積の区分に応	消費性能		床面積の区分に応
向上計画		じ、それぞれ次に定	向上計画		じ、それぞれ次に定
(同法 <u>第</u>		める金額	(同法 <u>第</u>		める金額
35条第1		(ア) (略)	<u>30条第1</u>		(ア) (略)
項第1号		(イ) 床面積の合計が	<u>項第1号</u>		(新設)_
から第3		300平方メートル	から第3		
号までに		<u>以上1,000平方メ</u>	号までに		
掲げる基		ートル未満の建築	掲げる基		
準に適合		<u>物</u>	準に適合		
している		1万6,000円	している		
ことにつ		(ウ) 床面積の合計が	ことにつ		(イ) 床面積の合計が
き、あら		<u>1,000平方メート</u>	き、あら		300平方メートル
かじめ登		<u>ル</u> 以上2,000平方	かじめ登		以上2,000平方メ
録住宅性		メートル未満の建	録住宅性		ートル未満の建築
能評価機		築物	能評価機		物
関等によ		2万7,000円	関等によ		2万7,000円
る審査を		<u>(エ)</u> ~ <u>(キ)</u> (略)	る審査を		<u>(ウ)</u> ~ <u>(カ)</u> (略)
受けたも		(3) 2以上の建築物の場	受けたも		(3) 2以上の建築物の場
の又は住		合当該計画に係る建	の又は住		合当該計画に係る建
宅性能評		築物について、次に掲	宅性能評		築物について、次に掲
価を行っ		げる建築物の区分に応	価を行っ		げる建築物の区分に応
た住宅に		じそれぞれ次に定める	た住宅に		じそれぞれ次に定める
係るもの		金額を合算した金額	係るもの		金額を合算した金額
に限る。		ア・イ (略)	に限る。		ア・イ (略)
)の認定		ウ 他の建築物(建築	)の認定		ウ 他の建築物(建築
の申請に		物のエネルギー消費	の申請に		物のエネルギー消費
対する審		性能の向上に関する	対する審		性能の向上に関する

		 正		現	 行
査(次項		法律第35条第1項第	査(次項	- )	法律 <u>第30条第1項第</u>
に該当す		4 号に掲げる基準に	に該当す		4 号に掲げる基準に
る場合を		適合していることに	る場合を		適合していることに
除く。)		つき、あらかじめ登	除く。)		つき、あらかじめ登
		録住宅性能評価機関			録住宅性能評価機関
		等による審査を受け			等による審査を受け
		たもの又は住宅性能			たもの又は住宅性能
		評価を行った住宅に			評価を行った住宅に
		係るものに限る。)			係るものに限る。)
		(1)又は(2)の規定の例			(1)又は(2)の規定の例
		により算定した金額			により算定した金額
58 建築物	(略)	(略)	58 建築物	(略)	(略)
のエネル	(1-47	(1.11)	のエネル	(1-47	(1.11)
ギー消費			ギー消費		
性能の向			性能の向		
上に関す			上に関す		
る法律第			る法律第		
35条第2			30条第2		
項(同法			項(同法		
第36条第			第31条第		
<u>2項</u> にお			2 項にお		
いて準用			<u></u> いて準用		
する場合			する場合		
を含む。			を含む。		
) の規定			) の規定		
により建			により建		
築基準法			築基準法		
第6条第			第6条第		
1項に規			1項に規		
定する建			定する建		
築基準関			築基準関		
係規定の			係規定の		
適合につ			適合につ		
いての審			いての審		
査の申出			査の申出		
があった			があった		
場合の建			場合の建		
製物のエ			築物のエ		
ネルギー			ネルギー		
消費性能			消費性能		
の向上に			の向上に		
関する法			関する法		
律 <u>第34条</u>			律 <u>第29条</u>		
第1項又			<u>第1項又</u>		
は第36条			は第31条		
第1項の			第1項の		
規定に基			規定に基		
づく建築			づく建築		

	改	正			現	 行
物エネル			Ħ	物エネル		
ギー消費				ギー消費		
性能向上				性能向上		
計画の認				計画の認		
定等の申				定等の申		
請に対す				請に対す		
る審査				る審査		
59 建築物	(略)	(1) (略)		59 建築物	(略)	(1) (略)
のエネル	(64)	(2) 一の建築物(一戸建		のエネル	(64)	(2) 一の建築物(一戸建
ギー消費		ての住宅を除く。次項		ギー消費		ての住宅を除く。次項
性能の向		において同じ。)の場		性能の向		において同じ。)の場
上に関す		合当該申請に係る建		上に関す		合当該申請に係る建
る法律第		築物の部分(既に計画		る法律第		築物の部分(既に計画
36条第1		の認定を受けた部分で		31条第1		の認定を受けた部分で
項の規定		変更しない部分を含		項の規定		変更しない部分を含し
に基づく		む。)について、次に		に基づく		む。)について、次に
建築物工		掲げる建築物の部分の		建築物工		掲げる建築物の部分の
マルギー		区分に応じそれぞれ次		を来物エ ネルギー		区分に応じそれぞれ次
消費性能		に定める金額を合算し		消費性能		に定める金額を合算し
向上計画		た金額		向上計画		た金額
の変更の		ア (略)		の変更の		ア(略)
認定の申		イ 既に計画の認定を		認定の申		/ VED/ イ 既に計画の認定を
請に対す		受けた非住宅部分		請に対す		受けた非住宅部分
る審査		(建築物エネルギー)		る審査		(建築物エネルギー)
(前項及		消費性能基準等を定		(前項及		消費性能基準等を定
び次項に		める省令第10条第1		び次項に		める省令第10条第1
該当する		号イ(2)及びロ(2) (非		該当する		号イ(1)及び口(1) (非
場合を除		住宅部分の全部を工		場合を除		住宅部分の全部を工
⟨ , )		場等の用途に供する		<. )		場等の用途に供する
(0)		場合及び同令附則第		• 0 /		場合及び同令附則第
		3条第2項に該当す				3条第2項に該当す
		る場合にあっては、				る場合にあっては、
		同号ロ(2)) の評価方				同号口(1)) 又は同令
		法により申請された				第10条第3号ロに適
		建築物に係るものに				合するものとして申
		限る。)次に掲げ				請された建築物に係
		る非住宅部分の床面				るものに限る。)
		積の区分に応じ、そ				次に掲げる非住宅部
		れぞれ次に定める金				分の床面積の区分に
		額				応じ、それぞれ次に
		H/N				定める金額
		(ア) 床面積の合計が				(ア) 床面積の合計が
		300平方メートル				300平方メートル
		未満の建築物				未満の建築物
		4万3,500円				11万5,000円
		(イ) 床面積の合計が				(新設)
		300平方メートル				VV 11227
		以上1,000平方メ				

改	正	現	行
	ートル未満の建築		
	<u>物</u>		
	5万5,000円		
	<u>(ウ)</u> 床面積の合計が		<u>(イ)</u> 床面積の合計が
	1,000平方メート		300平方メートル
	<u>ル</u> 以上2,000平方		以上2,000平方メ
	メートル未満の建		ートル未満の建築
	築物		物
	7万5,000円		18万5,000円
	<u>(ェ)</u> 床面積の合計が		<u>(ウ)</u> 床面積の合計が
	2,000平方メート		2,000平方メート
	ル以上5,000平方		ル以上5,000平方
	メートル未満の建		メートル未満の建
	築物		築物
	12万円		26万5,000円
	(オ) 床面積の合計が		(エ) 床面積の合計が
	5,000平方メート		5,000平方メート
	ル以上1万平方メ		ル以上1万平方メ
	ートル未満の建築		ートル未満の建築
	物		物
	15万5,000円		32万5,000円
	(カ) 床面積の合計が		(オ) 床面積の合計が
	 1 万平方メートル		 1 万平方メートル
	以上2万5,000平		以上2万5,000平
	方メートル未満の		方メートル未満の
	建築物		建築物
	18万5,000円		38万5,000円
	(キ) 床面積の合計が		(カ) 床面積の合計が
	2 万5,000平方メ		2 万5,000平方メ
	ートル以上の建築		ートル以上の建築
	物		物
	22万円		43万5,000円
	ウ 既に計画の認定を		ウ 既に計画の認定を
	受けた非住宅部分		受けた非住宅部分
	(イに該当するもの		(イに該当するもの
	を除く。) 次に掲		を除く。) 次に掲
	げる非住宅部分の床		げる非住宅部分の床
	面積の区分に応じ、		面積の区分に応じ、
	それぞれ次に定める		それぞれ次に定める
	金額		金額
	(ア) 床面積の合計が		(ア) 床面積の合計が
	300平方メートル		300平方メートル
	未満の建築物		未満の建築物
	11万5,000円		4万3,500円
	(イ) 床面積の合計が		(新設)
	300平方メートル		
	以上1,000平方メ		
	ートル未満の建築		

改	正	現	行
	<u>物</u>		
	14万5,000円		
	<u>(ウ)</u> 床面積の合計が		(イ) 床面積の合計が
	<u>1,000平方メート</u>		300平方メートル
	<u>ル</u> 以上2,000平方		以上2,000平方メ
	メートル未満の建		ートル未満の建築
	築物		物
	<u>18万5,000円</u>		7万5,000円
	<u>(エ)</u> 床面積の合計が		(ウ) 床面積の合計が
	2,000平方メート		2,000平方メート
	ル以上5,000平方		ル以上5,000平方
	メートル未満の建		メートル未満の建
	築物		築物
	26万5,000円		<u>12万円</u>
	(オ) 床面積の合計が		(エ) 床面積の合計が
	5,000平方メート		5,000平方メート
	ル以上1万平方メ		ル以上1万平方メ
	ートル未満の建築		ートル未満の建築
	物		物
	32万5,000円		<u>15万5,000円</u>
	(カ) 床面積の合計が		(オ) 床面積の合計が
	1万平方メートル		1万平方メートル
	以上2万5,000平		以上2万5,000平
	方メートル未満の		方メートル未満の
	建築物		建築物
	38万5,000円		18万5,000円
	(キ) 床面積の合計が		(カ) 床面積の合計が
	2万5,000平方メ		2万5,000平方メ
	ートル以上の建築		ートル以上の建築
	物		物
	43万5,000円		22万円
	工 (略)		エ (略)
	(3) 2以上の建築物の場		(3) 2以上の建築物の場
	合 当該計画に係る建		合 当該計画に係る建
	築物について、次に掲		築物について、次に掲
	げる建築物の区分に応		げる建築物の区分に応
	じそれぞれ次に定める		じそれぞれ次に定める
	金額を合算した金額		金額を合算した金額
	ア・イ (略)		ア・イ (略)
	ウ 既に計画の認定を		ウ 既に計画の認定を
	受けた他の建築物		受けた他の建築物
	で、建築物のエネル		で、建築物のエネル
	ギー消費性能に変更		ギー消費性能に変更
	が生じるもの(建築		が生じるもの(建築
	物のエネルギー消費		物のエネルギー消費
	性能の向上に関する		性能の向上に関する
	法律 <u>第35条第1項第</u>		法律 <u>第30条第1項第</u>
	<u>4号</u> に掲げる基準に		<u>4号</u> に掲げる基準に

適合していることに つき、あらかじめ登録住宅性能評価機関 等による審査を受け たものに限る。) 次項(1)又は(2)の規 定の例により算定し た金額 エ (略) オ 新たに計画に追加 する建築物 (建築物 のエネルギー消費性 能の向上に関する法律第30条第1項第4 号に掲げる基とに登録 住宅性能評価機関等 による審査を受けた もの又は住宅に係 るものに限る。) 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定 した金額 住宅性能評価機関等 による審査を受けた もの又は住宅に係 るものに限る。) 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定 した金額  60 建築物 (略) (1) (略) のエネル 単作能の向 規定の例により算定した金額  60 建築物 (略) (1) (略) のエネル 単作能の向 規定の例により算定した金額  60 建築物 (略) (1) (略) のエネル 単作能の向 規定の例により算定した金額  60 建築物 (略) (1) (略) のエネル 単性能の向 規定の例により算定した金額  60 建築物 (略) (1) (略) のエネル 単性能の向 上に関す 定を受けた部分を含む。) とは、部分を含む。) こる法律第 しない部分を含む。 36条第1 について、次に掲げる		 行	 現			 正	改	
つき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。 次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額エ (略)オ新たに計画に追加する建築物(建築物のの上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることとを発音を受けたもののに限るとき、あらかじめ機能による審査を受けたものとは発音を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額 (略) (1) (略)のエネルギー消費性の向となり算定した金額 (部) (2) 一の建築物の場合当該申請に係る建築物の部分を含む。)について、次に掲げる 31条第1	<i>▶ 1.</i> =		ジロ		いることに		<u> </u>	
録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。) 次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額 エ (略) オ 新たに計画に追加する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることを、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価機関等による審査を受けたものででかた住宅に係るものに限る。)57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額  (略) イ 新たに計画に追加する法律第336条第1項第4号に掲げる基準に適合していることを、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価機関等による審査を受けたものででかた住宅に係るものに限る。)57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額  (略) イ 新たに計画にはのことを、300条第1項第4号におる事査を受けた部分でで変更しない部分を含む。)はついて、次に掲げる 31条第1 について、次に掲げる 31条第1								
等による審査を受けたものに限る。) 次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額 エ (略) オ 新たに計画に追加する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額  (略) (1) (略) のエネルギー消費性能の向差を額のの例により算定した金額 (略) (1) (略) のエネルギー消費性能の向方の企業物の場合当該に係る建築物のの部分(既に計画の部分(既に計画の部分(既に計画の部分(既に計画の部分(既に計画の部分(既に計画の部分(既に計画の部分(既に計画の部分(既に計画の部分(既に計画の部分(既に計画の部分(既に計画の部分)(既に計画の記)とを受けた部分で変更とない部分を含む。)はついて、次に掲げる (第) (1) (略) (2) 一の建築物の場種性能の向定を受けた部分で変更とない部分を含む。)はたい部分を含む。)はたいに、次に掲げる (1) (略) (2) 一の建築物の場質性能の向点を受けた部分で変更とない部分を含む。)はない部分を含む。)はない部分を含む。)はない部分を含む。)はない部分を含む。)はない部分を含む。)はついて、次に掲げる								
たものに限る。) 次項(1)又は(2)の規 定の例により算定し た金額 エ (略) オ 新たに計画に追加 する建築物 (建築物 のエネルギー消費性 能の向上に関する法 律第35条第1項第4 号に掲げる基準に適 合していることにつ き、あらかじめ登録 住宅性能評価機関等 による審査を受性 もの又は住宅性能評価を行った住宅に係 るものに限る。) 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額  「(略) のエネル 半消費 性能の向 上に関す の本ネル 当該申請に係る建築物 の部分(既に計画の部分・既に計画の部分(既に計画の部分(既に計画の部分(既に計画の部分(既に計画の部分・既に調す。こと受けた部分で変更しない部分を含む。)について、次に掲げる 31条第1								
次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額         次項(1)又は(2)のの例により算定金額           エ (略)         オ 新たに計画に追加する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額         サにまる審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額         (略)         (1) (略)         (2) 一の建築物の場合当該申請に係る建築物の場合当該申請に係る建築物の場合の部分(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。)とおいて、次に掲げる         (60 建築物 (略)         (1) (略)         (2) 一の建築物の場合当該申請に係る建築物の場合当該申請に係る建築物の場合当該申請に係る建築物の場合当該申請に係る建築物の場合当該申請に係る建築物の場合計算性能の向上に関する法律第         当該申請に係る建築物の場合計算性能の向上に関する法律第         当該申請に係る建築物の場合計算性能の向上に関する法律第         当該申請に係る建築物の場合計算性能の向上に関する法律第         当該申請に係る建築物の場合計算性能の向上に関する法律第         当該申請に係る建築物の場合計算性能の向別の部分(既に計画の認定を受けた部分を含む。)とは計算に係る建築物の場別を設定しているが多を含む。)とは対部分を含む。)とは対部のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	-							
定の例により算定した金額 エ (略) オ 新たに計画に追加する建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号にはのることとう。からかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額  (略) (1) (略) のエネルギー消費性能の向上に関す (略) のエネルコー消費性能の向上に関す (略) (2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の場合とは所述の向上に関する法律第 の部分 (既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。)はついて、次に掲げる 31条第1								
た金額     エ (略)     オ 新たに計画に追加する建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額 (略) (1) (略) のエネルギー消費性能の向上に関する建築物の場合当該申請に係る建築物性能の向上に関する法律第 の部分 (既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。) はついて、次に掲げる 31条第1 について、次に掲げる 31条第1								
エ (略) オ 新たに計画に追加 する建築物 (建築物 のエネルギー消費性 能の向上に関する法 律第35条第1項第4 号に掲げる基準に適 合していることにつき、あらかじめ登録 住宅性能評価機関等 による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額 性能の向上に関す のエネルギー消費性能の向上に関すを受けた部分で変更しない部分を含む。) 36条第1 について、次に掲げる オ 新たに計画に追加 する建築物 (建築物 のエネルギー消費性能の向上に関すを受けた部分で変更しない部分を含む。) は	U/L				より昇足し			
オ 新たに計画に追加 する建築物(建築物 のエネルギー消費性 能の向上に関する法 律第35条第1項第4 号に掲げる基準に適 合していることにつ き、あらかじめ登録 住宅性能評価機関等 による審査を受けた もの又は住宅性能評価を行った住宅に係 るものに限る。) 57の項(1)又は(2)の 規定の例により算定 した金額 60 建築物 (略) (1) (略) のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 36条第1 マストレーなの がの部分(既に計画の認 定を受けた部分で変更 しない部分を含む。) 10 (2) の建築物の場合 当該申請に係る建築物 性能の向 上に関す る法律第 31条第1						-		
する建築物 (建築物 のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4	à色力n	, , , ,			計画)と追加	, , , , ,		
のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額 (略) (1) (略) のエネルギー消費性能の向上に関する法律第の部分(既に計画の認定を受けた部分で変更る法律第 について、次に掲げる (2) 一の建築物の場合とに関する法律第 について、次に掲げる (1) (略) (2) 一の建築物の場合とは関する法律第 について、次に掲げる (1) (略) (2) 一の建築物の場合は、 20 一の建築物の場合は、 21 世能の向上に関する法律第 について、次に掲げる (2) 一の建築物の場合は、 21 世能の向上に関する法律第 について、次に掲げる (2) 一の建築物の場合は、 23 世能の向上に関する法律第 について、次に掲げる (2) 一の建築物の場合は、 24 単的の向上に関する法律第 について、次に掲げる (2) 一の建築物の場合は、 25 世能の向上に関する法律第 について、次に掲げる (2) 一の建築物の場合は、 25 世能の向上に関する法律第 について、次に掲げる (20 一の対分 (既に計画などの対象を含む。) ない部分を含む。 31条第1 について、次に掲げる (20 一の対象を含む。) ない部分を含む。 31条第1 について、次に掲げる (20 一の対象を含む。) ない部分を含む。 31条第1 について、次に掲げる (20 一の対象を含む。) ない部分を含む。 31条第1 について、次に掲げる (20 一の 対象を含む。) について、次に掲げる (20 一の 対象を含む。) について、次に掲げる (20 一の 対象を含む。) について、次に掲げる (20 一の 対象を含む。) について、次に掲げる (20 一の 対象を第1 世能の向上に関する (20 一の 対象を第1 世 (								
能の向上に関する法律 第35条第1項第4 号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録 住宅性能評価機関等による審査を受けた もの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額 「「「「「「「「」」」」」」」」」」」。 「「」」」」 「「」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」 「」」」 「「」」 「「」」 「「」」」 「」」」 「「」」」 「」」」 「「」」 「「」」 「」」」 「」」 「「」」 「「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「「」」 「「」」 「」 「								
(B) (1) (下のできる)       (B) (1) (下のできる)         (B) (2) (下のきをの)       (B) (1) (下のできる)         (B) (2) (下のきをの)       (B) (1) (下のできる)         (B) (日) (下のできる)       (B) (日) (下のできる)         (B) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	- • •							
号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額       信の 建築物 (略) (1) (略) (2) 一の建築物の場合当該申請に係る建築物性能の向上に関する法律第33条第1       (60 建築物 (略) (1) (略) (2) 一の建築物の場合当該申請に係る建築物の部分(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。) 36条第1       (60 建築物 (略) (1) (略) (2) 一の建築物の場合」とに関する法律第33条第1					, , ,			
合していることにつき、あらかじめ登録 住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価機関をによる審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額					_			
き、あらかじめ登録 住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額    60 建築物 (略) (1) (略) (2) 一の建築物の場合半一消費性能の向上に関する法律第 つ部分 (既に計画の認上に関する法律第 156条第1 について、次に掲げる   31条第1 について、次に掲げる   2・あらかじめ 住宅性能評価機による審査を受けたは一個を行った住宅 るものに限る 57の項(1)又は規定の例によりした金額   (略) (1) (略) (2) 一の建築物の場 当該申請に係る建築物性能の向上に関する法律第 しない部分を含む。) 36条第1 について、次に掲げる   31条第1 について、次に掲								
住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額       あものに限る。) 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額       あものに限る 57の項(1)又は (2)の規定の例により算定した金額       (略) (1) (略) (2) 一の建築物の場合当該申請に係る建築物性能の向上に関すの部分(既に計画の認定を受けた部分で変更る法律第しない部分を含む。) 1 36条第1       (略) (1) (略) (2) 一の建築物の場合性能の向上に関する法律第に係る建築物はいる。 1 について、次に掲げる       当該申請に係る建築物性能の向上に関する法律第といるが多を含む。) 1 について、次に掲げる       (ない部分を含む。) 1 について、次に掲げる					_			
による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額		•				-		
もの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) 57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額 (略) (1) (略) のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 しない部分を含む。) 36条第1 について、次に掲げる もの又は住宅性価を行った住宅るものに限る 57の項(1)又は規定の例によりした金額 (略) (1) (略) のエネルギー消費性能の向上に関す 定を受けた部分で変更しない部分を含む。) 10 (数) (2) 一の建築物の場 2 (3) 2 (4) 2 (4) 2 (4) 2 (5) 2 (6) 2								
価を行った住宅に係 るものに限る。) 57の項(1)又は(2)の 規定の例により算定 した金額		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				-		
60 建築物 がエネル ギー消費 性能の向上に関する法律第 36条第1(略) (1) (略) (2) 一の建築物の場合 (2) 一の建築物の場 (2) 一の建築物の場 (2) 一の建築物の場 (2) 一の建築物の場 (2) 一の建築物の場 (2) 一の建築物の場 (2) 一の建築物の場 (2) 一の建築物の場 (2) 一の建築物の場 (2) 一の建築物の場 (3) 生能の向 (2) 上に関す (2) 一の建築物の場 (3) といるのは、 (4) といるのは、 (5) といるのは、 (6) 建築物 (6) 建築物 (7) といるのは、 (7) といるのは、 (8) といるのは、 (9) といるのは、 								
57の項(1)又は(2)の 規定の例により算定 した金額57の項(1)又は(2)の 規定の例により算定 した金額57の項(1)又は 規定の例により した金額60 建築物 (略) (1) (略) のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 36条第1(1) (略) (2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物 の部分(既に計画の認 定を受けた部分で変更 しない部分を含む。) 36条第1(8) (1) (略) のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 いついて、次に掲げる(2) 一の建築物の場 ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 31条第1								
規定の例により算定した金額規定の例により した金額60 建築物 (略) (1) (略) のエネル ギー消費 性能の向上に関する法律第 36条第1(1) (略) (2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物 で変更しない部分を含む。) はない部分を含む。) はない部分を含む。) はないで、次に掲げる(60 建築物 (略) (1) (略) (2) 一の建築物の場 (2) 一の建築物 (2) 一の建築物の場 (2) 一の建築物の場 (2) 一の建築物の場 (2) 一の建築物の場 (2) 一般である(2) 一般である(2) 「2) 「2) 「2) 「2) 「2) 「2) 「2) 「2) 「2) 「								
60 建築物 (略)       (1) (略)       60 建築物 (略)       (1) (略)       (60 建築物 (略)       (1) (略)         がエネル ギー消費 性能の向上に関する法律第36条第1       しない部分を含む。)       上に関する法律第1000000000000000000000000000000000000								
60 建築物 (略) のエネル のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 36条第1       (1) (略) (2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物 で変更 しない部分を含む。) について、次に掲げる       60 建築物 (略) (1) (略) (2) 一の建築物の場 当該申請に係る建築物の場 当該申請に係る建築物で表達を受けた部分で変更 とない部分を含む。) はない部分を含む。) ことは 第 1 について、次に掲げる	异化				により昇足			
のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 36条第1       (2) 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物 の部分(既に計画の認 定を受けた部分で変更 しない部分を含む。)       ボー消費 性能の向 上に関す こない部分を含む。)       (2) 一の建築物の場 当該申請に係る建 の部分(既に計画 定を受けた部分で変更 しない部分を含む。)         31条第1       について、次に掲げる			(明久)	60 建筑坳			(甲久)	60 建筑坳
ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 36条第1当該申請に係る建築物 の部分(既に計画の認 定を受けた部分で変更 しない部分を含む。) について、次に掲げるギー消費 性能の向 上に関す る法律第 31条第1当該申請に係る建 の部分(既に計画 定を受けた部分で る法律第 について、次に掲げる	<u></u>	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(四日)		物の担合		(四日)	
性能の向上に関する法律第 36条第1の部分(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。)性能の向上に関す定を受けた部分で変更しない部分を含む。)性能の向上に関す定を受けた部分で変更しない部分を含むる法律第について、次に掲げる								
上に関す る法律第 36条第1定を受けた部分で変更 しない部分を含む。) について、次に掲げる上に関す る法律第 31条第1定を受けた部分で しない部分を含む 31条第1								- ·
る法律第 36条第1       しない部分を含む。) について、次に掲げる       る法律第 31条第1       しない部分を含む について、次に掲げる								
<u>36条第1</u>								
1		建築物の部分の区分に		項の規定		-		<u>30 未 第 1</u> 項 の 規 定
		応じそれぞれ次に定る						
		る金額を合算した金額			*			
ネルギー	→ H/N				,, O, C. 11. 11.5			
	定を				・画の認定を			
		受けた非住宅部分				-		
		次に掲げる非住宅				-		
		分の床面積の区分に						
		応じ、それぞれ次に						
る審査	/··-				-	•		
(変更部) (7) (略) (変更部) (7) (略)				* *	-			
分につい					,	, ,		
て同法第   300平方メートル   て同法第		VV 1122/						
35条第1   以上1,000平方メ   30条第1					-			_
項第1号								
から第3								·

号までに	8,000円	号までに	
掲げる基	(ウ) 床面積の合計が	掲げる基	(イ) 床面積の合計が
準に適合	1,000平方メート	準に適合	300平方メートル
している	ル以上2,000平方	している	以上2,000平方メ
ことにつ	メートル未満の建	ことにつ	ートル未満の建築
き、あら	築物	き、あら	物
かじめ登	1万3,500円	かじめ登	1 万3, 500円
録住宅性	(エ)~(キ) (略)	録住宅性	(ウ)~(カ) (略)
能評価機	<u>、</u>	能評価機	ウ (略)
関等によ	(3) 2以上の建築物の場	関等によ	(3) 2以上の建築物の場
る審査を	合当該計画に係る建	る審査を	合当該計画に係る建
受けたも	築物について、次に掲	受けたも	築物について、次に掲
のに限	げる建築物の区分に応	のに限	げる建築物の区分に応
り、58の	じそれぞれ次に定める	り、58の	じそれぞれ次に定める
り、5600   項に該当	金額を合算した金額	切、5600  項に該当	金額を合算した金額
頃に該ヨ   する場合	で ・イ (略)	切に該当   する場合	マ・イ (略)
9 つ場口     を除く。		9 0 場合   e	/・1 (略)   ウ 既に計画の認定を
で	受けた他の建築物		受けた他の建築物
	で、建築物のエネル		で、建築物のエネル
	ギー消費性能に変更		ギー消費性能に変更
	が生じるもの(建築		が生じるもの(建築
	物のエネルギー消費		物のエネルギー消費
	性能の向上に関する		性能の向上に関する
	法律 <u>第35条第1項第</u>		法律第30条第1項第
	4号に掲げる基準に		<u>4号</u> に掲げる基準に ※ A L ていることに
	適合していることに		適合していることに
	つき、あらかじめ登		つき、あらかじめ登
	録住宅性能評価機関		録住宅性能評価機関
	等による審査を受け		等による審査を受け
	たものに限る。)		たものに限る。)
	(1)又は(2)の規定の例		(1)又は(2)の規定の例
	により算定した金額		により算定した金額
	工(略)		工(略)
	オ新たに計画に追加		オ新たに計画に追加
	する建築物(建築物		する建築物(建築物
	のエネルギー消費性		のエネルギー消費性
	能の向上に関する法		能の向上に関する法
	律 <u>第35条第1項第4</u>		律 <u>第30条第1項第4</u>
	<u>号</u> に掲げる基準に適		<u>号</u> に掲げる基準に適
	合していることにつ		合していることにつ
	き、あらかじめ登録		き、あらかじめ登録
	住宅性能評価機関等		住宅性能評価機関等
	による審査を受けた		による審査を受けた
	もの又は住宅性能評		もの又は住宅性能評
	価を行った住宅に係		価を行った住宅に係
	るものに限る。)		るものに限る。)
	57の項(1)又は(2)の		57の項(1)又は(2)の
	規定の例により算定		規定の例により算定

	改	 正		 現	 行
		した金額			した金額
61 建築物	(略)	(1) • (2) (略)	61 建築物	(略)	(1)・(2) (略)
のエネル	, ,,,	(3) 一の建築物(一戸建	のエネル	, ,,,	(3) 一の建築物(一戸建
ギー消費		ての住宅を除く。次項	   ギー消費		ての住宅を除く。次項
性能の向		において同じ。) の場	性能の向		において同じ。)の場
上に関す		合 当該申請に係る建	上に関す		合 当該申請に係る建
る法律第		築物の部分について、	る法律第		築物の部分について、
41条第1		次に掲げる建築物の部	36条第1		次に掲げる建築物の部
項の規定		分の区分に応じそれぞ	項の規定		分の区分に応じそれぞ
<u>ニー</u> に基づく		れ次に定める金額を合	に基づく		れ次に定める金額を合
建築物が		算した金額	建築物が		算した金額
建築物工		ア・イ (略)	建築物工		ア・イ (略)
ネルギー		ウ非住宅部分(建築)	ネルギー		ウ非住宅部分(建築)
消費性能		物エネルギー消費性	消費性能		物エネルギー消費性
基準に適		能基準等を定める省	基準に適		能基準等を定める省
合してい		令第1条第1項第1	合してい		令第1条第1項第1
る旨の認		号ロの評価方法によ	る旨の認		号イ又は同項第3号
定の申請		り申請された建築物	定の申請		口に適合するものと
に対する		に係るものに限る。	に対する		して申請された建築
審査(次		)次に掲げる非住	審査(次		物に係るものに限
項に該当		宅部分の床面積の区	項に該当		る。) 次に掲げる
する場合		分に応じ、それぞれ	する場合		非住宅部分の床面積
を除く。		次に定める金額	を除く。		の区分に応じ、それ
)		,			ぞれ次に定める金額
,		(ア) 床面積の合計が			(ア) 床面積の合計が
		300平方メートル			300平方メートル
		未満の建築物			未満の建築物
		8万7,000円			23万円
		(イ) 床面積の合計が			(新設)
		300平方メートル			
		以上1,000平方メ			
		ートル未満の建築			
		物			
		(ウ) 床面積の合計が			(イ) 床面積の合計が
		1,000平方メート			300平方メートル
		ル以上2,000平方			以上2,000平方メ
		メートル未満の建			ートル未満の建築
		築物			物
		15万円			37万円
		(エ) 床面積の合計が			(ウ) 床面積の合計が
		2,000平方メート			2,000平方メート
		ル以上5,000平方			ル以上5,000平方
		メートル未満の建			メートル未満の建
		築物			築物
		<u>24万円</u>			<u>53万円</u>
		<u>(オ)</u> 床面積の合計が			<u>(エ)</u> 床面積の合計が
		5,000平方メート			5,000平方メート

改	正	現	行
	ル以上1万平方メ		ル以上1万平方メ
	ートル未満の建築		ートル未満の建築
	物		物
	31万円		65万円
	(カ) 床面積の合計が		(オ) 床面積の合計が
	1 万平方メートル		<u>(M)</u>
	以上2万5,000平		以上2万5,000平
	方メートル未満の		方メートル未満の
	建築物		建築物 77. 工円
	37万円		<u>77万円</u>
	(キ) 床面積の合計が		(カ) 床面積の合計が
	2万5,000平方メ		2万5,000平方メ
	ートル以上の建築		ートル以上の建築
	物		物
	<u>44万円</u>		87万円
	エ 非住宅部分(ウに		エ 非住宅部分(ウに
	該当するものを除		該当するものを除
	く。) 次に掲げる		く。) 次に掲げる
	非住宅部分の床面積		非住宅部分の床面積
	の区分に応じ、それ		の区分に応じ、それ
	ぞれ次に定める金額		ぞれ次に定める金額
	(ア) 床面積の合計が		(ア) 床面積の合計が
	300平方メートル		300平方メートル
	未満の建築物		未満の建築物
	23万円		8万7,000円
	(イ) 床面積の合計が		(新設)
	300平方メートル		
	以上1,000平方メ		
	ートル未満の建築		
	-		
	物 20天田		
	(4) 中元禄の合計が		(八) 広云穂の合計が
	(ウ) 床面積の合計が 1,000 平 ナス・ト		(イ) 床面積の合計が
	1,000平方メート		300平方メートル
	<u>ル</u> 以上2,000平方		以上2,000平方メ
	メートル未満の建		ートル未満の建築
	築物		物
	37万円		15万円
	(エ) 床面積の合計が		(ウ) 床面積の合計が
	2,000平方メート		2,000平方メート
	ル以上5,000平方		ル以上5,000平方
	メートル未満の建		メートル未満の建
	築物		築物
	<u>53万円</u>		24万円
	(オ) 床面積の合計が		(エ) 床面積の合計が
	5,000平方メート		5,000平方メート
	ル以上1万平方メ		ル以上1万平方メ
	ートル未満の建築		ートル未満の建築
	物		物
	154		1/4

	改	正		現	行
		65万円			31万円
		(カ) 床面積の合計が			(オ) 床面積の合計が
		1万平方メートル			1万平方メートル
		以上2万5,000平			以上2万5,000平
		方メートル未満の			方メートル未満の
		建築物			建築物
		<u>77万円</u>			37万円
		(き) 床面積の合計が			(カ) 床面積の合計が
		2万5,000平方メ			2万5,000平方メ
		ートル以上の建築			ートル以上の建築
		物 97天田			物 44 五 田
62 建築物	(略)	<u>87万円</u> (1) (略)	62 建築物	(略)	(1) (略) <u>44万円</u>
のエネル	(日日)	(2) 一の建築物の場合	のエネル	(中日)	(2) 一の建築物の場合
ギー消費		当該申請に係る建築物	ギー消費		当該申請に係る建築物
性能の向		の部分について、次に	性能の向		の部分について、次に
上に関す		掲げる建築物の部分の	上に関す		掲げる建築物の部分の
る法律第		区分に応じそれぞれ次	る法律第		区分に応じそれぞれ次
41条第 1		に定める金額を合算し	36条第1		に定める金額を合算し
項の規定		た金額	項の規定		た金額
に基づく		ア (略)	に基づく		ア (略)
建築物が		イ 非住宅部分 次に	建築物が		イ 非住宅部分 次に
建築物工		掲げる非住宅部分の	建築物工		掲げる非住宅部分の
ネルギー		床面積の区分に応	ネルギー		床面積の区分に応
消費性能		じ、それぞれ次に定	消費性能		じ、それぞれ次に定
基準に適		める金額	基準に適		める金額
合してい		(ア) (略)	合してい		(ア) (略)
る旨の認		(イ) 床面積の合計が	る旨の認		_(新設)_
定の申請		300平方メートル	定の申請		
に対する   審査(当		以上1,000平方メ	に対する		
		<u>ートル未満の建築</u> 物	審査(当 該建築物		
が建築物		<u>秒</u> 1万6,000円	が建築物		
エネルギ		<u>170,000円</u> (ウ) 床面積の合計が	エネルギ		(イ) 床面積の合計が
一消費性		1,000平方メート	一消費性		300平方メートル
能基準に		ル以上2,000平方	能基準に		以上2,000平方メ
適合して		メートル未満の建	適合して		ートル未満の建築
いること		築物	いること		物
につき、		2万7,000円	につき、		2万7,000円
あらかじ			あらかじ		
め登録住		<u>(エ)</u> ~ <u>(キ)</u> (略)	め登録住		<u>(ウ)~(カ)</u> (略)
宅性能評			宅性能評		
価機関等			価機関等		
による審			による審		
査を受け			査を受け		
た場合、			た場合、		
当該建築			当該建築		
物につい			物につい		

改	正		現	行
て都市の		て都市の		
低炭素化		低炭素化		
の促進に		の促進に		
関する法		関する法		
律第54条		律第54条		
第1項の		第1項の		
規定によ		規定によ		
る低炭素		る低炭素		
建築物新		建築物新		
築等計画		築等計画		
の認定、		の認定、		
建築物の		建築物の		
エネルギ		エネルギ		
一消費性		一消費性		
能の向上		能の向上		
に関する		に関する		
法律第12		法律第12		
条第1項		条第1項		
又は第13		又は第13		
条第2項		条第2項		
の規定に		の規定に		
よる建築		よる建築		
物エネル		物エネル		
ギー消費		ギー消費		
性能適合		性能適合		
性判定若		性判定若		
しくは同		しくは同		
法 <u>第35条</u>		法 <u>第30条</u>		
<u>第1項</u> の		<u>第1項</u> の		
規定によ		規定によ		
る建築物		る建築物		
エネルギ		エネルギ		
一消費性		一消費性		
能向上計		能向上計		
画の認定		画の認定		
を受けた		を受けた		
場合又は		場合又は		
当該建築		当該建築		
物が住宅		物が住宅		
性能評価		性能評価		
を行った		を行った		
住宅であ		住宅であ		
る場合に		る場合に		
限る。)		限る。)		
63 建築物 (略)	当該証明に係る建築物の	63 建築物	(略)	当該証明に係る建築物の
のエネル	非住宅部分について、次	のエネル		非住宅部分について、次
ギー消費	に掲げる非住宅部分の区	ギー消費		に掲げる非住宅部分の区
性能の向	分に応じ、それぞれ次に	性能の向		分に応じ、それぞれ次に

Ę	改 正		現 行
上に関す	定める金額を合算した金	上に関す	定める金額を合算した金
る法律施	額	る法律施	額
行 規 則	(1) (略)	行 規 則	(1) (略)
(平成28	(2) 新たに追加する非住	(平成28	(2) 新たに追加する非住
年国土交	宅部分 次に掲げる非	年国土交	宅部分 次に掲げる非
通省令第	住宅部分の追加する床	通省令第	住宅部分の追加する床
5 号) 第	面積の区分に応じ、そ	5 号) 第	面積の区分に応じ、そ
11条の規	れぞれ次に定める金額	11条の規	れぞれ次に定める金額
定に基づ	ア 追加する床面積の	定に基づ	ア 追加する床面積の
く建築物	合計が300平方メート	く建築物	合計が300平方メート
エネルギ	ル未満の非住宅部分	エネルギ	ル未満の非住宅部分
一消費性	次に掲げる建築物の	一消費性	次に掲げる建築物の
能確保計	区分に応じ、それぞ	能確保計	区分に応じ、それぞ
画の変更	れ次に定める金額	画の変更	れ次に定める金額
が軽微な	(ア) 建築物エネルギ	が軽微な	(ア) 建築物エネルギ
変更に該	一消費性能基準等	変更に該	一消費性能基準等
当してい	を定める省令 <u>第1</u>	当してい	を定める省令 <u>第1</u>
ることを	条第1項第1号口	ることを	条第1号イに適合
証する書	の評価方法により	証する書	<u>するものとして</u> 建
面の交付	建築物エネルギー	面の交付	築物エネルギー消
	消費性能適合性判		費性能適合性判定
	定を受けた建築物		を受けた建築物
	((イ)に掲げるも		((イ)に掲げるも
	のを除く。)		のを除く。)
	8万7,000円		23万円
	(イ) 建築物エネルギ		(イ) 建築物エネルギ
	一消費性能基準等		一消費性能基準等
	を定める省令 <u>第1</u>		を定める省令 <u>第1</u>
	条第1項第1号口		条第1号イに適合
	の評価方法により		するものとして建
	建築物エネルギー		築物エネルギー消
	消費性能適合性判		費性能適合性判定
	定を受けた工場、		を受けた工場、倉
	倉庫、卸売市場そ		庫、卸売市場その
	の他これらに類す		他これらに類する
	る用途のみに供す		用途のみに供する
	る建築物		建築物
	1万9,000円		2万3,000円
	(ウ) 建築物エネルギ		(ウ) 建築物エネルギ
	一消費性能基準等		一消費性能基準等
	を定める省令 <u>第1</u>		を定める省令 <u>第1</u>
	条第1項第1号口		条第1号ロに適合
	以外の評価方法に		するものとして建
	より建築物エネル		築物エネルギー消
	ギー消費性能適合		費性能適合性判定
	性判定を受けた建		を受けた建築((エ
	築物 ((エ)に掲げ		)に掲げるものを
	るものを除く。)		除く。)

₽ P	女 正	現行
	23万円	8万7,000円
	(エ) 建築物エネルギ	(エ) 建築物エネルギ
	一消費性能基準等	一消費性能基準等
	を定める省令 <u>第1</u>	を定める省令 <u>第1</u>
	条第1項第1号口	条第1号ロに適合
	以外の評価方法に	するものとして建
	より建築物エネル	
	ギー消費性能適合	
	性判定を受けた工	を受けた工場、倉
	場、倉庫、卸売市	庫、卸売市場その
	場その他これらに	他これらに類する
	類する用途のみに	用途のみに供する
	供する建築物	建築物
		1万9,000円
	<u>2万3,000円</u> (削除)	
		<u>イ</u> <u>追加する床面積の</u>   合計が300平方メート
		日 日前 1300 平 万 入 一 下
		<u>ル以上2,000平万入一</u>
		分次に掲げる建築
		物の区分に応じ、そ
		<u>れぞれ次に定める金</u>
		<u>額</u>
		<u>(7)</u> 建築物エネルギ
		一消費性能基準等
		を定める省令第1
		条第1号イに適合
		するものとして建
		費性能適合性判定
		を受けた建築物
		<u>((イ)に掲げるも</u>
		<u>のを除く。)</u>
		37万円
		<u>(イ)</u> 建築物エネルギ
		一消費性能基準等
		を定める省令第1
		条第1号イに適合
		するものとして建
		<u>築</u> 物エネルギー消
		費性能適合性判定
		を受けた工場、倉
		庫、卸売市場その
		他これらに類する
		用途のみに供する
		建築物
		4万3,000円
		(ウ) 建築物エネルギ
		一消費性能基準等

4 神奈川県建築基準条例(昭和35年神奈川県条例第28号)新旧対照表

改 正

第1条~第3条 (略)

(大規模な建築物の敷地と道路との関係)

第4条 延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物が ある場合には、その延べ面積の合計をいう。第3 章を除き、以下同じ。)が1,000平方メートルを 超える建築物の敷地は、道路(法第43条第1項各 号に掲げるものを除く。第52条の7を除き、以下 同じ。)に6メートル以上接しなければならな い。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する 建築物その他の建築物で知事が安全上支障がない と認めて許可したものについては、この限りでな V

第4条の2~第15条 (略)

(共同住宅等の階段)

第16条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、階数が3以下で延べ面積が 200平方メートル未満の建築物の避難階以外の階 (以下この項において「特定階」という。) (階 段の部分(当該部分からのみ人が出入りすること のできる便所、公衆電話所その他これらに類する ものを含む。) と当該階段の部分以外の部分(直 接外気に開放されている廊下、バルコニーその他 これらに類する部分を除く。) とが間仕切壁若し くは戸(ふすま、障子その他これらに類するもの を除く。)で政令第112条第19項第2号に規定す る構造であるもので区画されている建築物又は同 条第15項の国土交通大臣が定める建築物の特定階 に限る。) については、適用しない。

(共同住宅等の主要な出口)

第16条の2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供 する建築物の避難階においては、主要な出口(屋 外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。 以下この条及び第19条第1項において同じ。) は、道(都市計画区域及び準都市計画区域内にお いては、法第42条に規定する道路に限る。第52条 の6及び第52条の17の2を除き、以下同じ。) に 面して設けなければならない。ただし、次の各号 のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がないと 認められる場合は、この限りでない。

 $(1) \cdot (2)$ (略)

- 2 階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未 満の建築物に対する前項第1号の規定の適用につ いては、同号中「共同住宅、寄宿舎又は下宿の用 途に供する部分の床面積の合計の区分に応じて次 の表に定める幅員」とあるのは、「90センチメー トル」とする。
- は壁で区画されている場合においては、その区画 された部分(以下この項において「区画部分」と

現 行

第1条~第3条 (略)

(大規模な建築物の敷地と道路との関係)

第4条 延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物が ある場合には、その延べ面積の合計をいう。第3 章を除き、以下同じ。)が1,000平方メートルを 超える建築物の敷地は、道路(自動車のみの交通 の用に供するものを除く。第52条の7を除き、以 下同じ。)に6メートル以上接しなければならな い。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する 建築物その他の建築物で知事が安全上支障がない と認めて許可したものについては、この限りでな V 10

第4条の2~第15条 (略)

(共同住宅等の階段)

第16条 (略)

(略)

(新規)

(共同住宅等の主要な出口)

第16条の2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供 する建築物の避難階においては、主要な出口(屋 外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。 以下この条及び第19条において同じ。)は、道 (都市計画区域及び準都市計画区域内において は、法第42条に規定する道路に限る。第52条の6 及び第52条の17の2を除き、以下同じ。)に面し て設けなければならない。ただし、次の各号のい ずれかに該当し、かつ、安全上支障がないと認め られる場合は、この限りでない。

 $(1) \cdot (2)$ (略)

(新規)

3 第1項の建築物が開口部のない耐火構造の床又 | 2 前項の建築物が開口部のない耐火構造の床又は 壁で区画されている場合においては、その区画さ れた部分(以下この項において「区画部分」とい 改正

いう。)は、<u>第1項の</u>規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。ただし、区画部分の主要な出口から道に通ずる敷地内通路のうち、それぞれの区画部分の共用の部分の幅員については、共用に係る区画部分を一の建築物とみなして同項第1号の規定を適用する。

第17条・第18条 (略)

(長屋の出口)

第19条 (略)

2 階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未 満の建築物に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「3メートル(2以下の住戸の専用の通路については、2メートル)」とあるのは、「90センチメートル」とする。

第20条~第51条の2 (略)

(適用の特例)

- 第51条の3 主要構造部が政令第108条の3第1項 第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定 する建築物を除く。)に対する第13条、第16条第 2項、第16条の2第3項、第21条、第24条第1 項、第28条第2号、第32条第2項、第33条第1 項、第35条第4項、第36条第2項、第46条第1項 第1号、第49条、第50条第2項、第51条の2第1 号、第52条の2第2号の規定<u>(次項において「耐</u> 火性能関係規定」という。) の適用については、 当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造 は、耐火構造とみなす。
- 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号に 該当する建築物(当該建築物の主要構造部である 床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた 防火設備の性能について、防火区画検証法により 確かめられたものであるものに限る。)及び主要 構造部が政令第108条の3第1項第2号に該当す る建築物(当該建築物の主要構造部である床又は 壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設 備の性能について、国土交通大臣の認定を受けた ものであるものに限る。) に対する第28条第2 号、第46条第1項、第50条第2項、第51条の2第 1号の規定(以下この項において「防火区画等関 係規定」という。)の適用については、これらの 建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐 火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設 備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等 関係規定以外の耐火性能関係規定の適用について は、これらの建築物の部分で主要構造部であるも のの構造は耐火構造とみなす。

第51条の4~第52条の19 (略)

(手数料の減免)

第52条の20 知事が特に認める災害の<u>被災者</u>が自ら 居住するために<u>建築し、若しくは大規模の修繕若</u> しくは大規模の模様替をする住宅(当該住宅に設 現 行

う。)は、<u>前項の</u>規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。ただし、区画部分の主要な出口から道に通ずる敷地内通路のうち、それぞれの区画部分の共用の部分の幅員については、共用に係る区画部分を一の建築物とみなして<u>前項第</u>1号の規定を適用する。

第17条・第18条 (略)

(長屋の出口)

第19条 (略)

(新規)

第20条~第51条の2 (略)

(適用の特例)

- 第51条の3 主要構造部が政令第108条の3第1項 第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定 する建築物を除く。)に対する第13条、第16条第 2項、第16条の2第2項、第21条、第24条第1 項、第28条第2号、第32条第2項、第33条第1 項、第35条第4項、第36条第2項、第46条第1項 第1号、第49条、第50条第2項、第51条の2第1 号、第52条の2第2号の規定の適用については、 当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造 は、耐火構造とみなす。
- 2 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号に 該当する建築物(当該建築物の主要構造部である 床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた 防火設備の性能について、防火区画検証法により 確かめられたものであるものに限る。)及び主要 構造部が政令第108条の3第1項第2号に該当す る建築物(当該建築物の主要構造部である床又は 壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設 備の性能について、国土交通大臣の認定を受けた ものであるものに限る。)に対する第28条第2 号、第46条第1項、第50条第2項、第51条の2第 1号の規定の適用については、これらの建築物の 部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造 と、これらの防火設備の構造は特定防火設備と なす。

第51条の4~第52条の19 (略)

(手数料の減免)

第52条の20 知事が特に認める災害の<u>被害者</u>が自ら 居住するために<u>建築する延べ面積100平方メート</u> ル以内の住宅で、その災害が発生した日から6月 改 正

ける建築設備を含む。)又は自ら居住する住宅の 敷地を造成するための擁壁で、その災害が発生した日から2年以内に法の規定による確認、認定又 は許可の申請をしたものについては、当該申請に 関する別表に規定する手数料は、免除する。

2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第6 条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第 2項の規定による通知に係る確認申請等手数料、 法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第 18条第16項の規定による工事の完了の通知に係る 完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の 規定による検査の申請又は法第18条第19項の規定 による特定工程の工事の終了の通知に係る中間検 査申請等手数料は、当該各号に定めるところによ る。

(1) • (2) (略)

(削除)

3 前2項に規定するもののほか、知事が特別の事 由があると認めるときは、別表に規定する手数料 を減額し、又は免除することができる。

第53条~第55条 (略)

(既存建築物に対する制限の緩和)

第56条 (略)

2 (略)

3 法第3条第2項<u>(法第86条の9第1項において</u> 準用する場合を含む。第5項から第7項までにおいて同じ。)の規定により、第4条、第5条、第12条、第13条、第15条、第16条の2、第19条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第29条から第39条まで、第43条、第48条から第50条まで又は第52条の9から第52条の13までの規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの規定は、適用しない。

4 (略)

5 法第3条第2項の規定により、第52条の9の規定の適用を受けない建築物に係る新築(用途の変更を伴わないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)、増築若しくは改築で新築、増築若しくは改築後における延べ面積が基準時(法第3条第2項の規定により第52条の9又は第52条の10の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定(それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。次項において同じ。)における当該延べ面積を超えないもの又は政令第137条の8各号に定める範囲内の増築若しくは改築については、

現 行

以内に法第6条第1項の規定による確認の申請をしたものについては、当該申請に係る確認申請等 手数料、法第7条第1項の規定による検査の申請 に係る完了検査申請等手数料及び法第7条の3第 1項の規定による検査の申請に係る中間検査申請 等手数料は免除する。

2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第6 条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第 2項の規定による通知に係る確認申請等手数料、 法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第 18条第16項の規定による工事の完了の通知に係る 完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の 規定による検査の申請又は法第18条第19項の規定 による特定工程の工事の終了の通知に係る中間検 査申請等手数料は、当該各号に定めるところによ る。

(1) · (2) (略)

(3) 知事が公益上必要があると認める場合 前条の規定による額の5分の1以上の額で知事 が別に定める額

(新規)

第53条〜第55条 (略) (既存建築物に対する制限の緩和)

第56条 (略)

2 (略)

3 法第3条第2項の規定により、第4条、第5 条、第12条、第13条、第15条、第16条の2、第19 条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第 29条から第39条まで、第43条、第48条から第50条 まで又は<u>第52条の9</u>の規定の適用を受けない建築 物に係る大規模の修繕又は<u>大規模の模様替え</u>につ いては、これらの規定は、適用しない。

4 (略)

5 法第3条第2項の規定により、第52条の9の規定の適用を受けない建築物に係る建築(政令第137条の8各号に定める範囲内の増築又は改築及び建築物の用途を変更しない建築で、建築後における延べ面積が政令第137条に規定する基準時(次項において「基準時」という。)における当該延べ面積を超えないものに限る。)については、第52条の9の規定は、適用しない。

改 正 現 行 第52条の9の規定は、適用しない。

- 6 法第3条第2項の規定により、第52条の10の規 定の適用を受けない建築物に係る新築、増築又は 改築で新築、増築又は改築後における建築面積が 基準時における当該建築面積を超えないものにつ いては、同条の規定は、適用しない。
- 7 法第3条第2項の規定により、第52条の6、第 52条の7又は第52条の9から第52条の13までの規 定の適用を受けない建築物の用途の変更について は、これらの規定は、適用しない。

第57条~第59条 (略)

6 法第3条第2項の規定により、第52条の10の規 定の適用を受けない建築物に係る建築(建築物の 用途を変更しない建築で、建築後における建築面 積が基準時における当該建築面積を超えないもの <u>に限る。)</u>については、同条の規定は、適用しな い。

(新規)

第57条~第59条 (略)

別表 <u>(第52条の19、</u>	第52条の20関係)	
手数料徴収に係る	手数料の名称	金額
事務		
1~21 (略)	(略)	(略)
21の2 法第60条	居住環境向上用途誘	16万円
の2の2第1項	導地区における建築	
第2号の規定に	物の建蔽率又は壁面	
基づく建築物の	の位置の特例許可申	
建蔽率又は壁面	請手数料	
<u>の位置に関する</u>		
特例の許可の申		
請に対する審査		
21の3 法第60条	居住環境向上用途誘	16万円
<u>の2の2第3項</u>	導地区における建築	
<u>ただし書の規定</u>	物の高さの特例許可	
に基づく建築物	申請手数料	
の高さに関する		
特例の許可の申		
請に対する審査		
<u>21 の 4</u> (略)	(略)	(略)
<u>21の5</u> (略)	(略)	(略)
<u>21 の 6</u> (略)	(略)	(略)
<u>21 の 7</u> (略)	(略)	(略)
<u>21 の 8</u> (略)	(略)	(略)
<u>21の9</u> (略)	(略)	(略)
22~42 (略)	(略)	(略)
備考 (略)		

別表 <u>(第52条の19関係)</u>		
手数料徴収に係る	手数料の名称	金額
事務		
1~21 (略)	(略)	(略)
(新規)	(新規)	(新規)
(新規)	(新規)	(新規)
<u>21の2</u> (略)	(略)	(略)
<u>21の3</u> (略)	(略)	(略)
<u>21の4</u> (略)	(略)	(略)
<u>21の5</u> (略)	(略)	(略)
<u>21の6</u> (略)	(略)	(略)
<u>21の7</u> (略)	(略)	(略)
22~42 (略)	(略)	(略)

備考

(略)